

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「次項」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの（1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）以外の非常勤職員

第14条第2項を削る。

第16条第2項第1号中「こと」を「こと。」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。

第16条第2項に次の1号を加える。

- (3) 部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第20条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該

職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。